

＜被保険者になることができる方＞

1. 医師 (第一種組合員)	・長野県医師会会員である医師で、規約第4条に定める地区に住所を有する者 ・医療及び福祉の事業又は業務に従事する者 ※法人事業所の医師の資格取得について 年金事務所に「健康保険被保険者適用除外承認申請」を行い、承認されれば資格取得可能
2. 従業員 (第二種組合員)	・第一種・特別組合員が開設又は管理する長野県内の医療機関又は福祉施設に常時勤務する従業員（医師不可） ※常勤の目安…1 ヶ月の勤務日数と1日の勤務時間が概ね常勤者の4分の3以上 ・常勤従業員5人以上雇用する個人事業所又は法人事業所の従業員は、協会けんぽ等への加入が義務付けられていますが、「健康保険被保険者適用除外承認申請」により、年金事務所において承認された場合に限り、医師国保への加入が認められます。
3. 1 と 2 の世帯に属する者 (世帯員)	・被保険者の医師・従業員と住民票上同一世帯に属する家族 ※子供が修学のため、県外へ転出している場合は、家族として加入できます。（第116条適用届および添付書類の提出が必要です）
4. 75 歳以上の医師組合員 (特別組合員)	・75歳以前から加入している医師組合員は、組合に申し出ること、75歳以降も被保険者資格を持たない特別組合員として籍を残すことができます。（特別組合員の保険料は発生しません）それにより、75歳未満の世帯員・従業員は引き続き医師国保に加入することができます。 ＜第二種組合員・世帯員が75歳になった時＞ ・第二種組合員・世帯員いずれも、75歳の誕生日から自動的に医師国保の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。 ※自動的に資格喪失いたしますので、届出の必要はありません。

※国保法により同一世帯で医師国保と市町村国保の混在は認められておりません。

<届出様式> (提出期限：事由発生の日より 14 日以内)

1. 医師 (第一種組合員)	① 国民健康保険被保険者資格取得届 (第一種組合員用) ② 預金口座振替特約書 ③ 住民票 (個人番号記載のないもの) ※「世帯全員」のもので、続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの ④ 保険加入状況調書 ※同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証の写しを貼付する ⑤ 個人番号が確認できる書類の写し ⑥ 被保険者適用除外承認申請書 (※必要な場合のみ) ⑦ 在職証明書等 (※非常勤や自宅会員の場合)
2. 従業員 (第二種組合員)	① 国民健康保険被保険者資格取得届 (第二種組合員用) ② 住民票 (個人番号記載のないもの) ※「世帯全員」のもので、続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの ③ 保険加入状況調書 ※同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証の写しを貼付する ④ 個人番号が確認できる書類の写し ⑤ 雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し ⑥ 健康保険被保険者適用除外承認申請書 ※法人医療機関または個人医療機関で従業員 5 人以上、ならびに従業員 5 人未満であって既に適用除外を受けている (これから受けようとする) 医療機関に属している者
3. 1 と 2 の世帯に属する者 (世帯員)	① 国民健康保険被保険者資格取得届 (第一種または第二種組合員用) ② 住民票 (個人番号記載のないもの) ※「世帯全員」のもので、続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの) ③ 保険加入状況調書 ※同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証の写しを貼付する ④ 個人番号が確認できる書類の写し
4. 75 歳以上の医師組合員 (特別組合員)	① 申出書 ※第一種組合員の 75 歳の誕生日 2 か月前に、郡市医師会を通じて意向確認を行ない、残留の意志がある場合は①を提出